附則第七条第二項中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十九条及び第四十条」に、「第三十三条中」を「第四十条中」に、「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

附則第十一条第九号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第十号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

附則第十八条中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項」に、「第三十三条」を「第四十条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中航空法附則第五条の改正規定及び附則第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（航空脱炭素化推進基本方針に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の航空法第百三十一条の二の七第四項の規定の例により、同条第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針の案について環境大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の五第三項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第二百五十九条の三第七項」を「同条第七項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、同法」を削る。

附則第十条中「新空港法第二十八条」を「空港法第三十五条」に改める。

（航空法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、航空法第一条の改正規定中「図ること等」を「図り」を「講ずること等」を「講じ」に改め、同法第百三十二条の三を改め、同法第十章第二節中同条を第百三十二条の九十二とする改正規定及び同法第十章第二節を同章第四節とする改正規定中「第十章第二節」を「第十一章第二節」に改め、同法第十章第一節中第百三十一条の十四を第百三十二条の十二とし、同節の次に二節を加える改正規定中「第十章第一節」を「第十一章第一節」に改める。

附則第十五条のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項の改正規定中「第十章」を「第十一章」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法及び放送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十三号

電波法及び放送法の一部を改正する法律

（電波法の一部改正）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の十七」を「第二十七条の二十」に、「第二十七条の十八―第二十七条の三十四」を「第二十七条の二十一―第二十七条の三十七」に、「第二十七条の三十五・第二十七条の三十六」を「第二十七条の三十八・第二十七条の三十九」に、「第九十九条の十四」を「第九十九条の十五」に改める。

第四条ただし書中「の各号」を削り、同条第四号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改める。

第五条第一項第四号中「もの。」を「もの」に改め、同条第二項第三号中「第二条第六号の」を「第二条第六号に規定する」に改め、「であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの」を削り、同項第四号中「であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの」を削り、同条第三項第三号中「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十六第一項」に改め、同項第四号中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改め、同項第六項中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に、「同条第二項第五号」を「同条第三項第六号」に改める。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第九号」を「第二十七条の十四第二項第十号」に改め、同項第九号中「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に改め、同条第三項第一号リ中「船舶安全法」の下に「（昭和八年法律第十一号）」を加え、同条第五項第七号中「航空法」の下に「（昭和二十七年法律第二百三十一号）」を加え、同条第八項第二号中「もの」の下に「（以下「電気通信業務用基地局」という。）」を加える。

第十五条中「第六条」の下に「（第八項及び第九項を除く。）」を加える。

第二十五条第一項中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に、「第二十七条の二十二第一項」を「第二十七条の二十五第一項」に、「第二十七条の三十一」を「第二十七条の三十四」に、「第二十七条の二十二第二項」を「第二十七条の二十五第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十二第二項第六号」を「第二十七条の十二第三項第七号」に改める。

第二十六条第二項第四号中「第二十七条の十三第六項」を「第二十七条の十四第六項」に改める。

第二十六条の二の見出し中「調査等」を「調査」に改め、同条第一項中「推進するため」の下に「、調査区分（三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の各号に掲げる無線局の種類ごとの当該各号に定める事項の別による区分をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）ごとに」を、「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　電気通信業務用基地局　周波数帯（三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。）、電気通信業務用基地局の免許人その他総務省令で定める事項

二　電気通信業務用基地局以外の無線局　周波数帯その他総務省令で定める事項